

令和3年度事業計画書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

I. 目 標

令和3年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動との両立が図られることにより、コロナウイルス発生前の水準にまで戻ることが期待され、国内貨物輸送についても、前年度の大幅な輸送量減少の反動からプラスに転じると見られている。

しかし、依然として感染の拡大が世界的に続いていることに加え、ワクチン接種の効果も未だ不透明であることから、収束の見通しが全く立たない状況にある。

「コロナショック」による経済への影響度は世界大恐慌に匹敵するとも言われており、仮に感染が爆発的に拡大すれば、国内外の経済がさらに停滞し、大幅な景気後退は避けられない。

コロナ禍により人々の生活様式や働き方に大きな変革が生じるニューノーマルの時代に移行しつつある状況の中、我が国の国民生活や産業活動を根底から支える「エッセンシャルワーカー」として極めて重要な役割を果たすトラック運送業界は、安全で安心な輸送サービスを提供し、災害時には救援物資の輸送に携わる等、まさに国民の生命を守るライフラインとして公共的使命を果たしていく必要がある。

そこで、当協会においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を最重要課題として位置付けた上で、「会員重視の協会」「会員のための協会」の実現に向け、労働力不足、長時間労働、事故防止、適正な運賃・料金の収受、環境保護、駐車問題など、業界が抱える様々な課題の克服や、会員事業者に対するデジタルトランスフォーメーション（DX）の導入推進に努めるとともに、経営安定化と持続可能な物流の実現に繋がる標準的な運賃につき、会員事業者への浸透と荷主への周知に取り組むこととする。

なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時には、各支部、関係行政機関及び関連団体と緊密な連携を図りながら、信頼性の高い大会輸送と物流を含めた都市活動の両立に向け、交通需要マネジメント（TDM）をはじめとした各種交通対策に積極的に協力する。

Ⅱ. 事業計画

第1 トラック事業の近代化及び利用者サービスの推進

1 事業近代化対策の実施

(1) 経営基盤確立対策事業の実施

ア 労務関係推進事業・運転免許取得助成事業の実施

(ア) 労務相談員の配置

会員事業者における適正な労務管理及び経営改善等への適切な対応を図るため、労務相談員を配置し、会員事業者からの相談に応じる体制を整える。

(イ) 労務管理の適切な運用理解

関係書籍等資料の収集・分析により労務管理の適切な運用理解に努める。

(ウ) 公的支援・助成制度の利用普及

事業者を対象とする公的支援または助成制度の利用普及に努める。

(エ) 統一様式等の作成

労働行政に報告する際の統一協定様式等を作成し、会員の利便に供する。

(オ) 運転免許取得補助の実施

会員事業所に勤務するドライバーが運転免許を取得する際、指定自動車教習所において事業者が負担した教習費用の一部を補助する。

イ 労災保険収支改善推進事業の実施

(ア) 労働災害防止対策の推進

労災防止講習会やセミナー等を開催し、労働災害防止の徹底を図る。

(イ) 労災保険収納率の向上

労災保険料の収納率向上のため、パンフレット配布等の対策を実施する。

(ウ) 労災保険収支率の改善

労災事故件数の減少と労災保険料収納率の向上を図るとともに、労災保険収支率の改善を図る。

ウ 「働きやすい職場認証制度」取得促進助成事業の実施

「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）の取得を推進するため、認証機関（一般財団法人日本海事協会）の審査に合格して登録証書の交付を受けた、東京都内に本社、かつ、事業所（営業所）を置く会員事業者に対して、審査料と登録料の一部を助成する。

エ 労働力確保対策の推進

(ア) 運転免許取得支援の実施

会員事業者におけるドライバーの人材確保を図るため、運転者が大型・中型・準中型自動車免許を取得する際の教習費用の一部を補助する。

(イ) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」への対応

トラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることを目的に設置されている「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」に対応する。

(ウ) 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進

a 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底

改正貨物自動車運送事業法については、令和6年度からドライバーの上限規制が適用されることを踏まえ、引き続き事業者が遵守すべき事項等の周知を図り、事業者の法令違反の原因となる不適正な荷主企業等に係る情報収集を行うなど、荷主の理解を深めるよう行政と情報の共有化を図る。

b 働き方改革への対応に向けた「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正運賃・料金の收受

昨年4月に告示された「標準的な運賃」について、会員事業者の届出促進を図るため、荷主との交渉力の向上に向け、「標準的な運賃」活用セミナーを開催する。

なお、会員事業者の届出状況に応じ、①「標準的な運賃」の告示内容や運賃料金適用方の作成方法の解説や自社原価を反映した運賃表の作成等に係るセミナー ②「標準的な運賃」を踏まえた原価計算方法や荷主との交渉方法に係るセミナーを開催する。

(2) 経営近代化等事業の実施

ア 経営改善対策事業の実施

(ア) 調査事業の実施

事業報告書及び輸送実績報告書を活用した集計分析調査である「東ト協経営分析調査」を継続して実施し、中小企業の経営実態を把握することにより諸施策立案の一助とするとともに、会員事業者の事業経営の参考資料として、報告書を会員に提供する。

(イ) 研修・広報事業の実施

a 各種セミナー・研修会の開催

会員事業者の経営健全化及び経営の底上げを支援するため、「東ト協経営分析調査」の結果を活用した経営セミナー等を開催するほか、全ト協等関係機関と連携して各種セミナー・研修会を開催する。

b 各種経営情報の提供

全ト協経営分析や賃金実態調査等の各種経営情報に関する資料の提供により、会員事業者の経営改善を推進する。

(ウ) 全ト協経営改善対策事業との連携

中小トラック運送事業者の経営改善対策を推進するため、全ト協経営改善事業と連携し、各種施策を推進する。

イ 信用保証料助成事業の実施

セーフティネット保証に係る区市町村の認定または国が指定する激甚災害に伴う被害等に係る区市町村等のり災証明書に基づき、信用保証協会の保証を受けて信用保証料の支払いを行った会員事業者に対して、支払った信用保証料の一部を助成する。

(3) 情報システム化事業の実施

ア 本部事務合理化・情報化促進のための東ト協事務システムの維持運用

協会本部の事務の合理化・情報化を促進するため、事務システム機器の維持運用を行うとともに、ペーパーレス化の推進やグループウェアの導入を検討する。

イ 東ト協ホームページの充実

東ト協ホームページにおいて最新の情報を提供できる体制を構築し、内容を充実するとともに、交通安全対策や環境対策をはじめとした東ト協の諸施策の紹介を行う等、分かりやすいページ構成の構築を図る。

(4) 広報活動事業の実施

ア 機関紙による広報

当協会の機関紙である「東京都トラック時報」を毎月2回定期発行し、会員事業者等に協会活動や業界・行政の動向、その他関係情報の提供など、事業経営に資する情報発信を行う。

イ 業界基礎データ集による広報

トラック運送業界及び東ト協に関する業界基礎データ集である「データファイル」を作成し、マスコミ各社等に配布するとともに、業界内の研修資料等として活用する。

ウ 業界PRパネルによる広報

トラック運送業界及び東ト協の取り組みを紹介するPRパネルを各種イベントで活用する。

エ 報道機関に対する広報

記者会見の開催やニュースリリースの発行等を通じて、報道機関に対する広報を実施する。

2 都民サービスの向上

(1) 輸送相談所の運営事業等の実施

ア 輸送相談業務の実施

(ア) 一般都民・消費者・会員事業者からの問い合わせ・相談等への対応

本部及び支部29箇所計30箇所の輸送相談所に相談員を配置し、一般都民、消費者及び会員事業者からの問い合わせや相談等に迅速かつ適切に対応する。

(イ) 輸送相談所の周知及び引越運送契約に関する資料等の作成並びに配布

a 輸送相談所の周知

利用者の利便を図るため、東ト協ホームページを利用して輸送相談所の紹介を行う。

b 引越運送契約に関する資料等の作成・配布

引越運送契約を締結する際の留意点をまとめた資料である「引越運送契約時のポイント」や輸送相談所の一覧表を掲載したチラシを作成して各区・市の消費生活センター等に配布し、輸

送相談所のPR及び引越相談業務の円滑な推進を図る。

(ウ) 輸送相談員の研修の実施

輸送相談員の資質の向上と専門知識の付与を目的とした業務研修会を開催する。

イ 支部活性化対策の実施

(ア) 支部活動活性化のための助成の実施

協会の事業活動の推進母体である支部の活性化を図り、諸活動を円滑に推進して会員事業者の支援を充実させるため、支部活動に対する助成を実施する。

(イ) 支部活動の支援

協会への入会を希望する事業者からの相談等につき、支部事務局と連携して対応するほか、支部事務局事務長会議や事務長連絡会を活用し、研修実施等を通じ、Web会議の推進をサポートするとともに、支部事務局職員のスキルアップを図る。

(2) 緊急物資輸送体制の整備事業の実施

ア 緊急物資輸送体制の検討等事業の実施

(ア) 防災施設に係る調査・検討の実施

災害時に支援物資を迅速かつ確実に被災者に届ける体制の確保等に関する物流政策の調査、検討を行うとともに、全ト協が実施する物流専門家研修に対応する。

(イ) BCP策定支援セミナーの実施

災害等の緊急時に事業の早期復旧支援及び東京都からの緊急輸送要請に迅速に対応するため、会員事業者向けのBCP策定支援セミナーを実施する。

(ウ) 協会本部・支部の緊急輸送体制の整備及び葛西緊急輸送センターの運用体制の検討

災害時に支援物資を迅速かつ確実に被災者に届けるため、協会本部・支部の緊急輸送体制を整備するとともに、緊急輸送基地である葛西緊急輸送センターの運用体制を検討する。

(エ) 倉庫用地の駐車場利用を通じた都との連携体制の構築

都が管理する倉庫用地につき、緊急輸送への優先的協力を条件に駐車場として利活用を図ることにより、都との連携体制を構築する。

(オ) 緊急輸送体制整備事業の検討・実施

東京都等の防災訓練への参加、情報連絡体制についての検討、必要物品の整備事業の検討、区市町村が主催する防災訓練等への支部参加費用の助成、国民保護法への対応、新型インフルエンザに関する対応策の検討等を行う。

(カ) 「災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定」の締結に伴う運用体制の検討

「災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定」の締結に伴い、各備蓄倉庫の運用体制検討会議を開催し、運用体制の検討を行う。

(キ) 「災害時等の相互応援に関する協定書」に基づく相互応援体制の推進

関東トラック協会において、関東各都県トラック協会間で締結した「災害時等の相互応援に

関する協定書」に基づき、相互応援体制を推進する。

(ク) 支部と区市町村との防災協定の見直し等に対する積極的な支援

支部と区市町村との防災協定の見直しに関する相談に応じ、再締結に向けた支援を行う。

(ケ) 「緊急輸送連絡メモ」の作成

夜間災害等の緊急時の連絡用として、関連情報を掲載した「緊急輸送連絡メモ」を作成する。

(コ) 新型コロナウイルス感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、入館者の検温体制及びWeb会議対応を維持する。

イ 情報伝達機器の維持・整備事業の実施

(ア) 情報伝達機器の維持・整備

協会業務を円滑に行い、災害時における情報連絡用として活用するため、協会本部及び葛西緊急輸送司令室に配置している情報伝達機器（ファクシミリ・携帯電話・IP無線機・携帯型無線機）及びインターネット接続環境の維持・整備を実施し、情報連絡体制の確立を図る。

(イ) 東京都防災行政無線の運用

災害時に東京都及び各防災機関との情報連絡として用いる東京都防災行政無線の運用を行う。

ウ 必要物品の維持・整備事業の実施

(ア) 制服類の維持・整備

災害等の緊急時及び防災訓練時に着用する制服類の維持及び本部・支部への追加配備を行う。

(イ) 緊急輸送業務用品の維持・整備

東日本大震災などこれまでの経験を踏まえ、緊急出動用品の充実を図るとともに、帰宅困難者対策用品の整備を行う。

エ 緊急物資輸送訓練等事業の実施

(ア) 防災訓練への参加事業の実施

a 東京都総合防災訓練への参加

東京都総合防災訓練に防災機関の一員として参加し、救援物資緊急輸送訓練を行う。

b 九都県市合同防災訓練への参加

九都県市合同防災訓練に防災機関の一員として参加し、広域応援訓練を行う。

c 東京都島しょ災害対策訓練への参加

東京都島しょ災害対策訓練に防災機関の一員として参加する。

d 東京都備蓄倉庫運用訓練の実施

東京都福祉保健局と締結した協定に基づき、都備蓄倉庫での運用訓練を各倉庫で行う。

e 無線機を活用した定期無線通信訓練の実施

25支部に配備したIP無線機を使用した定期無線通信訓練、東ト協に配備されている東京都防災行政無線を使用した定期無線通信訓練及び全ト協が整備した都道府県ト協とのIP無線

網を使用した無線通信訓練を行う。

f 東京消防庁等訓練への参加

東京消防庁のほか、関係機関との合同訓練を行う。

(イ) 支部緊急輸送対策事業の実施

a 全国物流ネットワーク協会が行う緊急物資輸送訓練に係る費用の助成

支部及び団体会員である（一社）全国物流ネットワーク協会が東京都及び都内各区市等の要請により実施する緊急物資輸送訓練等に係る費用を助成する。

b 支部が行う緊急物資輸送体制整備に係る費用の助成

支部独自及び地元区市等との間で行う緊急物資輸送体制整備を目的に開催した諸会議費用を助成する。

3 人材養成事業の推進

(1) 教育研修推進事業の実施

ア 経営研修課程

(ア) 経営者コース

経営者、経営後継者及び管理者を対象に、経営管理能力の向上を図るための経営・社会動向等に関する研修を実施する。

(イ) パソコン実技研修コース

パソコン操作経験者を対象に、パソコン操作の習熟度により、中級（基礎編）コース及び中級（応用編）コースに分け、パソコン実技研修を実施する。

(ウ) 中小企業大学校受講コース

会員事業者の経営者、後継経営者及び管理者が全ト協の制度を利用して中小企業大学校で物流経営戦略等を受講した場合に、受講料の一部を負担する。

イ ロジスティクス研究会・青年部・女性部研修課程

(ア) 合同研修コース

ロジスティクス研究会、青年部及び女性部（三組織）の会員を主たる対象として、共通の問題意識を持つことにより三組織の連携を深め、経営能力等の資質の向上を図ることを目的として、合同研修会を開催する。

(イ) ロジスティクス研究会コース

a 物流経済及び企業経営等に関する専門的研修を実施

ロジスティクス研究会の会員を主たる対象として、経営能力の向上を図るため、物流経済及び企業経営等に関する専門的研修を実施する。

b 研修見学会の実施

国内外の様々な地域の交通・物流事情等を学ぶため、関連施設の視察や現地関係者との意見交換を実施する。

c 支部ロジスティクス研究会研修活動費への助成

支部ロジスティクス研究会の自主的研修活動を充実させるため、活動費の一部を助成する。

(ウ) 青年部コース

a 青年部研修会の実施

本部・支部の青年部役員等を対象に、企業経営者及び管理者としてのスキルアップを図るため、業界関連の知識・技能に関する研修を実施する。

b 青年経営者研修会の実施

青年部会員を対象として、物流及び企業経営の知識・技能等、時宜にかなったテーマを選んで研修を実施する。

c 研修見学会の実施

国内外の様々な地域の物流事情や環境対策等を学ぶため、関連施設の視察や現地関係者との意見交換を実施する。

d 全国・関東等青年部会への参加・対応

広域的な研修及び交流を目的として開催される全ト協青年部会全国大会、関東ブロック大会及び他道府県協会の青年組織との研修活動等に参加・対応する。

e 支部青年部研修活動への助成

支部青年部の自主的活動を充実させるため、活動費の一部を助成する。

(エ) 女性部コース

a 女性経営者研修会の実施

経営、物流動向、その他社会経済事情、健康管理、教養等及び交通安全をテーマとした研修会を実施する。

b 研修見学会の実施

国内の交通・物流事情等を学ぶため、物流施設等の研修見学会を実施する。

c 全国・関東等女性部会への参加・対応

広域的な研修及び交流を目的として開催される全ト協女性部会全国大会、関東ブロック大会及び他道府県協会の女性組織との研修活動等に参加・対応する。

d 支部女性部研修活動への助成

支部女性部の自主的活動を充実させるため、活動費の一部を助成する。

e 女性の活躍促進

女性の活躍促進を図るため、研修会、勉強会及び外部との意見交換等を実施する。

ウ 物流経営士課程

全ト協による物流経営士資格認定講座である物流経営士課程の募集及び研修の実施を行う。

(2) 研修関連事業の実施

ア 物流関係書籍・資料の収集・貸出等

物流専門図書資料室として、国内外における物流関係書籍・資料を体系的に収集、整理、保管

し、会員事業者等の閲覧・貸出に供する。

イ 教育・交通運転等に関する教材DVDの収集等

従業員、管理者及び経営者の教育や安全運転等に関する教材DVDを収集・整備し、会員事業者等の利用に供する。

4 福利厚生対策事業の実施

(1) 会員事業所の従業員及び家族の健康相談事業の実施

ア 「24時間電話健康相談およびメンタルヘルス相談」(委託事業)の実施

会員事業所の従業員及び家族が24時間利用できる健康相談窓口及びメンタルヘルスに関する相談窓口を引き続き設置する。

イ 福利厚生対策事業研修会の開催

会員事業者の労務関係実務者等を対象として、健康管理、メンタルヘルス、労働時間、賃金、雇用、年金等、トラック事業の従業員をめぐる諸課題に関する研修会を開催する。

(2) 東ト協契約保養所の利用促進

契約保養所の情報について、東ト協ホームページ等を通じて会員事業所に提供するとともに、既存の契約保養所の利用促進及び新規の契約保養所の拡充を図る。

第2 交通安全対策の推進

1 各種研修等事業の実施

(1) 運転者適性診断補助事業の実施

運転者適性診断の受診促進及び交通安全の推進を図るため、国土交通大臣が認定する独立行政法人自動車事故対策機構等の機関において適性診断(初任診断または適齢診断)を受診した場合に、受診料の一部補助を行う。

(2) 運行管理者確保対策事業の実施

運行管理者試験の合格率向上を図り、運行管理者を確保するため、専門的知識を有する外部講師を招聘し、運行管理者試験事前講習会を実施する。

(3) 初任運転者特別講習事業の実施

貨物自動車運送事業輸送安全規則により受講が義務付けられている初任運転者講習について、自社では対応できない会員事業者等を対象として、専門的知識を有する外部講師を招聘し、初任運転者特別講習を実施する。

(4) 運転者講習事業の実施

交通安全、労働災害及び交通公害防止等についての知識と能力を高め、「都民に信頼されるプロドライバー」としての自覚を図ることを目的として、会員事業所に所属する運転者等を対象に、支部主催による運転者講習会及び本部主催による経営者・運行管理者等を対象とした事故防止セ

ミナーを開催する。

(5) 運転者技能競技会事業の実施

交通関係法規、安全運転マナー、交通公害防止及び省エネルギー運転等についての知識と技術を研鑽し、「都民に信頼されるプロドライバー」としての意識の向上を図ることを目的として、会員事業所の事業用トラック運転者を対象に運転者技能競技会（ドライバー・コンテスト）を実施する。

(6) 運転記録証明書交付料助成事業・セーフティドライブ・コンテスト参加支援事業の実施

運転者の運転記録証明内容を活用して社内の日常安全管理に供するため、自動車安全運転センター東京事務所が交付する運転者の運転記録証明書の交付申請手数料を助成するとともに、交通事故防止の推進を図るため、警視庁が主催するセーフティドライブ・コンテストの参加を支援する。

(7) 整備管理者（選任後）研修の受講促進

貨物自動車運送事業輸送安全規則により受講が義務付けられている整備管理者（選任後）研修の受講促進を図る。

2 交通安全・事故防止対策事業の実施

(1) 交通安全各種運動の展開

ア 交通安全運動及び年末年始輸送安全総点検運動の周知・協力

春・秋の交通安全運動及び年末年始輸送安全総点検運動について、全会員事業者に対して通知文及び掲示物等を配布し、安全意識の向上と事故防止の徹底を図る。

イ 事業用トラック事故情報の周知

「東京都トラック時報」に事業用トラックの事故情報を掲載し、会員事業者の安全意識の向上と事故防止の徹底を図る。

ウ 街頭活動の実施

春・秋の交通安全運動実施期間中に街頭活動の「統一実施日」を設定し、支部及び本部が連携して交通安全活動を展開する。

エ 交通安全教室の活動経費の助成

学校等で実施する交通安全教室の実施に係る活動経費を助成する。

(2) 交通事故・労働災害防止対策事業の実施

ア 「トラックフェスタTOKYO2021」の開催

コロナ禍における開催方法として、広く一般都民を対象に、トラック事業のイメージアップ、交通安全及び環境対策等の啓発を目的として、「トラックフェスタTOKYO2021」をオンラインによる開催を検討する。

イ 交通安全啓発活動の実施

屋外マルチビジョン等を活用し、交通安全啓発活動を実施する。

ウ 普通救命講習会の経費補助

東京消防庁が主催する普通救命講習会の経費を補助する。

エ 支部が主催する交通労災事故防止活動の経費補助

支部が行う事故・労災防止活動、支部運転競技会及び事故防止決起大会の経費を補助する。

(3) 各種啓発事業の実施

ア メディアによるPR

(ア) ラジオによるPR

文化放送ラジオの番組「交通情報」を提供して20秒CMを放送し、緑ナンバートラックの役割や必要性、交通事故防止、環境保全等への取り組みをアピールする。また、警視庁等が春・秋の交通安全運動期間中に実施するラジオを活用した交通安全キャンペーンに協賛し、交通安全意識の啓発を図る。

(イ) 新聞・雑誌によるPR

一般紙や関係機関紙等の紙媒体を活用し、緑ナンバートラックの重要性や安全・環境問題への取り組み・成果等を一般都民にPRする。また、当協会やトラック運送業界の施策に関する情報提供に努め、会員事業者への周知徹底を図る。

(ウ) その他メディアによるPR

インターネット・テレビ等を活用し、緑ナンバートラックの役割や必要性、当協会及びトラック運送業界の施策をPRする。

イ ショーウィンドを活用したPR

東京都トラック総合会館1階ショーウィンドに設置したデジタルサイネージを活用し、地域社会との親密度を深めるとともに、トラック運送業界に対するイメージアップや交通安全意識などの啓発を図る。

ウ イベントによるPR

10月9日の「トラックの日」をPRするため、各種イベント等への参加・協賛を通じて、トラック運送業界の役割や事故防止対策・環境保全等の協会施策をPRする。

エ 絵画コンテストによるPR

都内小学校の児童からトラックをテーマとした絵画作品を募集し、トラック運送事業がエッセンシャル事業として生活(くらし)と経済を支えるライフラインの役割を果たしており、交通事故の防止や環境保全に努めていることを広く社会にPRする。

オ 東京2020大会開催時の地域におけるTDM対応等機能充実のための支部助成

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時に、地域におけるTDM対応等の機能を充実させるため、支部に対して助成を行う。

3 健康起因事故防止事業の実施

(1) 定期健康診断集団健診に係る経費の一部補助

会員事業所に所属する運転者の定期健康診断の受診率向上を図るため、各支部が定期健康診断の集団健診を実施する際の経費の一部を補助する。

(2) 定期健康診断受診費用の助成

運転者の定期健康診断の受診率向上を図るため、会員事業所に対して定期健康診断受診費用の助成を行う。

(3) 本部集団定期健康診断の開催

会員事業所に所属する運転者の定期健康診断の受診率向上を図るため、本部において定期健康診断を開催する。

(4) 睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査費用の一部助成

全ト協が実施する睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査助成事業に併せて、検査費用の一部を助成する。

(5) 血圧計導入促進助成事業の代行申請の実施

全ト協が実施する血圧計導入促進助成事業について、血圧計の導入を希望する会員事業者に代わって助成申請を行う。

(6) 脳MRI健診受診費用の一部助成

会員事業者に対して運転者が脳MRI健診を受診する際の費用の一部を助成する。

第3 環境対策の推進

1 環境対策対応推進事業

(1) 環境関係法令への対応及び環境改善に関する諸施策への協力等

環境関連法令への対応及び環境改善に関する諸施策に協力するとともに、新たな環境政策である都の「ゼロエミッション東京」や国の「カーボンニュートラル」の実現に向けた動向に合わせ、「持続可能な社会（SDGs）の実現」を目指し、環境対策への取り組みや今後の対応、方向性等を検討する。

(2) 関連資料の作成・周知

新たな環境対策への対応や環境支援策（補助事業等）等に関する情報提供を行うため、関連資料を作成するとともに、説明会等を通じて会員事業者への周知徹底を図る。

(3) 関係機関等の連携強化及び環境負荷低減対策に関する意見交換の実施

東京都及び国土交通省（関東運輸局）等の関係機関、全ト協及び各地方トラック協会並びにグリーン購入ネットワーク（GPN）や交通エコロジー・モビリティ財団等の関連団体との連携を強化し、環境負荷低減対策に向けた取り組みや支援策等を含めた対応・対策について意見交換を行い、実効性のある事業推進を図る。

(4) 環境関連情報の収集、環境対策の調査研究及び関係機関等への要望

環境に関する研究会や協議会等に積極的に参加し、環境対策に役立つ情報の収集や環境対策関連の調査研究を行うとともに、環境施策による影響やユーザー負担を伴う諸問題について、会員事業者からの情報収集に努め、関係機関等への要望を行う。

(5) 環境対策窓口における会員事業者への対応

業務部・交通環境グループに設置している「環境対策窓口」において、会員事業者からの環境に関する法令内容や対応方法等の相談、融資・斡旋及び補助等の支援策の申請・相談等に遅滞なく適正かつ迅速に対応する体制を整える。

(6) グリーン・エコプロジェクトに関する説明会の開催等

グリーン・エコプロジェクトについて、会員事業者に対する説明会を開催して参加促進を図るとともに、東京都「貨物輸送評価制度」の評価（認定）取得や、グリーン購入ネットワークの「輸配送（貨物自動車）」契約ガイドラインに基づく「エコ商品ねっと」への掲載に向け、積極的な啓発活動を展開し、制度の理解と周知を図る。

2 環境改善促進事業

(1) 環境改善の促進に係る補助事業の周知及び積極的な活用の推進

環境改善促進事業における補助事業の支援策並びに東京都環境局の支援策である補助制度及び東京都融資制度の内容について、説明会の開催や協会ホームページ・機関紙等への掲載を通じて会員事業者への周知を図り、補助金の積極的な活用を促進する。また、会員事業者からの相談・問い合わせに迅速かつ適正に対応する。

(2) 環境性能優良トラック導入補助の実施

環境性能優良トラック（圧縮天然ガス（CNG）トラック、ハイブリッド（HV）トラック等）を新たに導入した際の導入費の一部を補助する。

(3) 省エネ対策用機器導入補助の実施

省エネ対策用機器として、エコドライブ管理システム（EMS）、ドライブレコーダー（DR）用機器、アイドリングストップ支援機器（蓄熱マット、エアヒーター等）、環境タイヤ（リトレッドタイヤ）を新たに導入した際の導入費の一部を補助する。

3 グリーン・エコプロジェクト推進活動事業

(1) グリーン・エコプロジェクト活動の取り組み支援

グリーン・エコプロジェクト参加事業者による、PDCAサイクルを活用した社内改善や企業価値向上を目的としたグリーン・エコプロジェクト活動の取り組みを支援する。また、参加事業者に対し、東京都貨物輸送評価制度の申請を支援する。

(2) 人材育成の取り組み支援

グリーン・エコプロジェクト活動により得られる車両ごとの燃費データの構築を行い、CO₂排出量等の詳細なデータの解析結果を参加事業者にフィードバックしてドライバー教育等に役立ててもらうため、関連資料の提供や管理者教育のためのステップアップセミナー・継続セミナー等を開催し、人材育成の取り組みを支援する。

(3) DX導入の支援

グリーン・エコプロジェクトによる更なるCO₂削減に向けたDXの取り組みを推進する。

(4) 「トップランナー賞」及び「環境委員長賞」の授与

他の模範となる活動実績や経営改善を図った参加事業者に対して、その功績を称えて顕彰する「トップランナー賞」及び「環境委員長賞」を授与し、グリーン・エコプロジェクト活動の更なる躍進と他の参加事業者のモチベーションアップを図る。

(5) 参加事業者へのインセンティブとしての補助事業の実施

参加事業者に対するインセンティブとして、以下の補助事業を実施する。

- ・グリーン経営認証（新規または更新時）の取得費用の一部補助
- ・自社ホームページの新規作成及び作成費用の一部補助
- ・環境性能優良ディーゼルトラックの導入費用の一部補助

(6) 広報・啓発活動の積極的な展開

活動実績等の取り組み内容の情報発信を行うため、グリーン・エコプロジェクト専用ホームページやSNS（フェイスブック）等のインターネットの活用や、「エコプロ展」等の環境イベントへの参加や「トラックフェスタTOKYO2021」へのブース出展等により、都民、荷主企業、業界及び各関係機関に向けた広報・啓発活動を積極的に展開する。

(7) グリーン・エコプロジェクトへの参加促進及び相談体制の充実

説明会（本部・支部開催）等を通じて、グリーン・エコプロジェクト未参加事業者の参加促進を図る。また、グリーン・エコプロジェクト事業の管理・運営や参加事業者からの取り組みに関する専門的内容の相談・問い合わせ等に迅速かつ適正に対応する。

4 利子補給金事業

(1) 地方近代化基金による融資斡旋・利子補給の実施

ポスト新長期等規制適合車の購入に対する融資（ポスト新長期等融資）及び事業用施設の整備・購入等に対する融資（一般融資）の推薦及び利子補給を行う。

(2) 全ト協が実施する中央近代化基金による融資斡旋制度の活用促進

全ト協が実施する以下の事業について、会員事業者の活用を促進し、会員事業者からの融資推薦申込等の取次ぎを行う。

- ・大規模プロジェクトの投資額に対する融資（補完融資）
- ・ポスト新長期等適合車の導入または自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金に対する融資（燃料費対策特別融資）
- ・政令指定の激甚災害等により被災した会員事業者で、経営安定の確保を目的とした事業再建資金等の融資（激甚災害融資）

なお、「東日本大震災による災害」及び「新型コロナウイルス感染症による企業への影響」に係る融資については、当協会独自に利子補給の上乗せ事業を実施。

第4 適正化事業の推進

(1) 巡回指導及び街頭パトロールの計画的かつ効率的な実施

ア 巡回指導の計画的・効率的な推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するとともに、運輸支局等と連携を密にし、必要性の高い事業者に対する巡回指導を適時適切に行って事業内容の改善を図るなど、巡回指導を計画的かつ効率的に推進する。

イ 巡回指導における厳正・公平な評価及び輸送の安全に関する指導・啓発の実施

巡回指導では、事業者に対する厳正かつ公平な評価とともに、輸送の安全を阻害する行為の防止、法令の遵守及び安全運行に関する指導・啓発を行う。

ウ 街頭パトロールの実施

安全運行指導車（パトロール車）による街頭パトロールを実施し、事業用貨物自動車の安全運行の確保、法令遵守についての指導・啓発を行う。

(2) 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）及び運輸安全マネジメントの普及促進

ア 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の普及促進及び事業者への助言・指導

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めることを目的として、事業者の安全性を正当に評価・認定・公表する「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」の普及促進及び事業者への助言・指導を行う。

イ 運輸安全マネジメントの普及促進

事業者が自主的かつ積極的に輸送の安全の取り組みを推進し、PDCAサイクルにより安全管理体制を継続的に改善して輸送の安全性を高める「運輸安全マネジメント」の普及促進を図る。

(3) 輸送秩序を確立するための啓発、広報活動の実施

無許可運送行為、危険運転など違法行為の防止とともに、貨物自動車運送の安全確保と輸送秩序の確立のため、情報収集及び制度改正等の周知及び啓発・広報を行う。

(4) 貨物自動車運送事業に関する苦情への対応

貨物自動車運送事業に伴う法令違反など、事業者、利用者からの苦情に対する調査、事業者に対する指導を適正に行うとともに、関係機関との情報共有を行う。

(5) 東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会及び適正化事業指導委員会の開催

適正化事業実施機関の中立性・透明性を確保するとともに、貨物自動車運送事業の適切な運営を図るため、貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会及び適正化事業指導委員会を開催する。

(6) 関係行政機関との連携強化

関係行政機関の通知、調査、街頭活動に協力するとともに、連絡会議等を通じて情報交換及び連携を図り、諸課題に迅速かつ適切に対応する。

第5 税制対策の推進

(1) 税制改正・予算に関する要望活動の実施

政府等に対して、自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現等をはじめとした税制改正・予算に関する要望を行う。

(2) 東京都予算に対する要望活動の実施

都議会の各政党に対して、新型コロナ対策や経営基盤確立への支援や物流政策など、東京都予算に関する要望を行う。

第6 専門部会活動の推進

(1) 輸送品目に応じた輸送の問題点の検討等

輸送品目別に設置された専門部会において輸送の問題点の検討を行い、輸送の円滑化や事故防止対策の推進等に取り組む。

(2) 特殊車両通行許可制度の周知及び適正な制度運営の推進

特殊車両に係る専門部会が合同で研修会を開催し、特殊車両通行許可制度を周知するとともに、引越事業者優良認定制度の普及等を図り、適正な制度運営を推進する。

第7 本部・支部間の連携強化及び協会への加入促進

(1) 本部・支部間での情報交換等の実施

協会事業の円滑化を図るため、Web会議等を利用し、本部・支部間で情報交換を行う。

(2) 協会未加入事業者に対する加入勧誘の実施

新規許可事業者に対して、協会の活動内容等を紹介し、加入勧誘を実施する。

第8 運輸事業振興助成交付金事業の積極的な推進

トラック運送事業の近代化や輸送サービスの充実強化、環境対策や輸送の安全確保等に大きく寄与している運輸事業振興助成交付金について、運輸事業の振興の助成に関する法律を踏まえ、関係行政機関及び東京都交付金事業審議委員会と密接に連携しながら、交付金の効果的な運用と厳格な管理を行う。

第9 東京都トラック総合会館の管理・運営

東京都トラック総合会館の適正かつ健全な管理運営を行う。

第10 公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団の社会福祉活動への協力

公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団が行う社会福祉活動に協力する。

第 1 1 東京都トラック運送事業協同組合連合会の事業への協力

東京都トラック運送事業協同組合連合会が行う事業に協力する。

第 1 2 東ト協政策研究会の事業への協力

東京都内におけるトラック運送事業の経済的・社会的地位の向上と発展を図るため、東京都トラック輸送議員懇話会（国会議員・都議会議員）と協力し、法制・税制・金融・物流・高速道路利用問題等の調査研究等を積極的に推進する。

第 1 3 国際交流事業の推進

諸外国の物流事業者等との国際交流を推進する。